

## 別紙 1

### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び町から求められた場合には、それに応じます。
  - 2 以下の場合には、県実施要領及び三種町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
    - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に町外に転出した場合：全額
    - (3) 秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく交付決定を取り消された場合：全額
    - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町外に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額